



《オークション規約》

- 第1章 総則
- 第2章 会員登録
- 第3章 会員の権利義務
- 第4章 出品／落札
- 第5章 車両検査
- 第6章 代金決済／譲渡書類
- 第7章 クレーム裁定

《補足資料》

書類細則

評価基準

クレーム細則

特殊車両コーナー細則

現状車出品細則

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本規約は、株式会社シーエーエーおよび同社の子会社（以下、「CAA」といいます。）が運営するオートオークション（以下、「オークション」といいます。）に関し、CAAと会員登録契約を締結する事業者（以下、「会員」といいます。）との間の権利義務等について定めることにより、オークションの円滑かつ公正な運営を図るとともに、相互の繁栄および中古車市場の発展に寄与することを目的とします。

第2条 (規則の制定)

CAAは、本規約のみならず、古物営業法および監督官庁の指導等に則り、細則その他の規則（以下、本規約と総称して「本規約等」といいます。）を別途制定することができるものとし、会員はこれに従います。

第3条 (本規約等の改定)

- 1 CAAは、諸般の事情により本規約等を改定する必要があると認めた場合は、随時かつ任意にこれを改定することができるものとし、この場合、予め適用実施日を定めた上、改定内容を会員に告知します。
- 2 改定後の本規約等は、その適用実施日以降に開催されるオークションについて適用されるものとし、それより前のオークションについては従前の例によります。
- 3 会員が、改定後の本規約等について、その適用実施日以降にオークションを利用した場合には、これをもって改定内容に同意したものとみなされます。

第4条 (開催の概要)

オークションの開催場所、名称、開催日および開催時間については、別に定めるところによります。

第5条 (登録データに関する権利)

- 1 CAAがオークションの運営に伴い作成し、開示し、または提供する車両情報その他のオークションデータについては、基礎になった情報が会員から提供されたものであっても、その知的所有権、使用权その他一切の権利は、CAAに専属的に帰属するものとし、会員はこれに同意します。
- 2 会員は、自らまたは第三者を介して、CAAから書面による事前承諾を得ないで、オークションデータを流用してはならないものとします。

第6条 (秘密保持と情報の取扱い)

- 1 会員は、オークションに伴い知り得たCAAの技術上または営業上の機密情報および特定の個人のプライバシーに属する情報について、一般顧客を含む第三者に対し開示し、または漏洩してはならないものとします。
- 2 CAAは、会員登録契約に基づいて知り得た会員の氏名、商号、住所、所在地、電話番号、電子メールアドレス、取引履歴その他の情報について、オークション運営の目的を円

滑に達成するため、グループ会社である株式会社シグマネットワークスおよび株式会社トヨタユーゼック、一般社団法人日本オートオークション協議会および同法人の参加会場、業務委託先、または業務提携先等に提供することができるものとし、会員はこれを承諾します。

- 3 前項の情報のうち個人情報については、CAAが別に定めるプライバシーポリシーに従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾します。

第7条（運営上の免責）

CAAは、次の各号に定める事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとします。

- ① コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェア、通信回線その他オークションに関するシステム（業務提携先に関するものを含む）の障害または不具合等により発生した損害
- ② 天災地変その他不可抗力に起因する損害
- ③ 利用上の誤りその他会員の責に帰すべき事情に起因する損害
- ④ その他CAAの責に帰すべからざる事情により生じた損害

第8条（紛争の処理）

オークションの運営に伴い生じた会員間の紛争については、CAAが公平かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うものとし、会員はその裁定結果に従うものとします。

第9条（管轄権の合意）

オークションの運営に伴い、会員とCAAとの間に紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第1審の専属的な管轄裁判所とします。

第2章 会員登録

第10条（会員登録）

オークションを利用するためには、CAAが別に定める手続に従い、CAAとの間で会員登録契約を締結しなければならないものとします。

第11条（入会資格）

CAAの会員となるためには、以下の要件を満たし、かつ、CAAにおける会員資格審査に合格して入会の承認を受ける必要があります。また、CAAの審査結果により入会をお断りする場合があります。この場合、CAAは、その理由について開示および説明の義務を負わないものとします。

- ① 中古自動車取扱いに関する古物商の許可（行商の申請がされているもの）を1年以上前から取得し、かつ、保有していること
- ② 原則として常設の店舗、整備工場または車両保管場所を有し、現に営業活動を行っていること

- ③ CAAが定める必要書類を提出すること
- ④ CAAが定める入会金および保証金を納入すること
- ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、およびその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）でないこと
- ⑥ 代表者、役員、従業員または実質的に支配する者が反社会的勢力でないこと
- ⑦ 反社会的勢力と取引または密接な関係がないこと

第12条（会員登録契約）

- 1 CAAが入会を承認したときをもって、会員登録契約が成立するものとします。
- 2 会員登録契約の有効期間は、入会承認日の日から1年とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、書面による特段の申し出がない場合には、同契約は期間を1年として当然に更新され、以後も同様とします。

第13条（登録事項の変更に関する届出）

会員は、CAAへの登録事項について変更が生じた場合は、CAAが別に定める手続に従い、変更が生じた日から1ヶ月以内に、CAAに対し変更内容を届け出なければならぬものとします。届出がない場合、CAAは当該会員を取引制限に付することができるものとし、それによって生じた損害についてCAAは一切の責任を負わないものとします。

第14条（会員カードの貸与）

- 1 CAAは、会員に対し、次のとおりポストカード、IDカード（以下、「会員カード」と総称します。）を発行して貸与するものとします。
 - ① ポストカード
オークション会場に提示して確認を受けることで、オークションのシステムを利用することが認められるものであり、1会員あたり1枚に限り貸与されるもの
 - ② IDカード
オークション会場において携行、提示することで、入場が認められるものであり、1会員あたり3枚の範囲内で貸与されるもの
- 2 会員カードの携行、提示がない場合、CAAの判断により、オークション会場への入場を禁止し、またはオークションの利用を制限する場合があります。

第15条（会員カードの管理責任）

- 1 会員カードは、会員本人（法人の場合はその代表者および届出にかかる役員ないし従業員）に限り使用することができるものとし、これを第三者に貸与し、譲渡し、担保として預託し、またはその他第三者に占有を移転することは一切認められません。
- 2 会員は、会員カードについて善良な管理者としての注意義務を負い、これを厳正かつ適切に管理しなければなりません。
- 3 会員は、会員カードの使用に伴って生じる一切の責任を負うものとし、紛失、盗難その他理由の如何を問わず、第三者が使用したことをもって免責を主張することはできません。

- 4 会員カードについて紛失、盗難等の事故が発生した場合、会員はCAAに対し、直ちにその旨を届け出るものとします。この場合、CAAが別に定める手数料を負担することにより、会員カードの再発行を受けることができます。
- 5 会員カードについて登録事項の変更があった場合、会員はCAAに対し、直ちにその旨を届け出るものとし、CAAはその遅滞によって生じた一切の責任を負いません。

第16条（保証金）

- 1 会員登録契約に伴い、会員は、CAAに対し負担する一切の債務を担保するため、CAAが別に定めるところに従い、保証金を預託するものとします。
- 2 保証金は、無利息とします。
- 3 保証金について不足が生じた場合、会員は、CAAが指定する期日までに不足額を補填しなければなりません。
- 4 会員は、保証金をもって、CAAに対して負担する債務との相殺を主張することはできません。
- 5 保証金は、会員登録契約が終了し、CAAが別に定める返還期限が到来した後に、会員がCAAに対して負担する一切の債務を控除してなお残額が生じた場合について、会員カード（ポスカードとIDカード）および保証金預り証の返還と引き換えに、その残額を会員に返還します。
- 6 会員がCAAのグループ会社である株式会社シグマネットワークスに対して債務を負担した場合、CAAは、会員の承諾を要することなく、保証金をもって同債務に充当することができるものとします。

第17条（連帯保証人）

- 1 会員登録契約に伴い、会員は、CAAから要求があった場合は、連帯保証人を付さなければならないものとし、CAAが別に定める手続に従い、そのために必要な書類を提出しなければなりません。
- 2 連帯保証人は、会員のCAAに対する一切の債務について会員と連帯して履行の責任を負います。
- 3 連帯保証人は、CAAの審査により、CAAが定める基準を満たすものと認められる必要があり、かつ、これを証する資料を提出してCAAの承認を得なければなりません。
- 4 連帯保証人は、第11条第5号ないし第7号の要件を満たさなければなりません。

第18条（会員の任意退会）

会員は、いつでも任意に会員登録契約を解約してCAAを退会することができます。ただし、解約により、CAAに対し既に負担している債務等を免れることはできません。

第19条（会員の強制退会）

会員が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合、CAAは、事前の通知を要することなく会員登録契約を解除し、会員を強制退会させることができるものとします。この場合、CAAの会員に対する損害賠償請求を妨げません。

- ① オークションに伴う支払いを1ヶ月以上遅滞したとき
- ② 入会に伴う登録事項について、重大な虚偽の事実があることが明らかになったとき
- ③ 自らまたは第三者を介してオークションデータを流用したとき
- ④ オークションに伴い知り得たCAAの技術上または営業上の機密情報および特定の個人のプライバシーに属する情報を第三者に開示し、または漏洩したとき
- ⑤ 会員カードを第三者に貸与し、譲渡し、担保として預託し、またはその他第三者に占有を移転したとき
- ⑥ CAAに対する債権を他に譲渡し、担保に提供し、またはこの債権について他より差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき
- ⑦ 監督官庁により営業の取消または停止等の処分を受けたとき
- ⑧ 差押え、仮差押えもしくは仮処分の申立てを受けたとき、または破産、会社更生手続もしくは民事再生手続等の法的整理手続の申立てがなされたとき
- ⑨ 手形、小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
- ⑩ 事業の譲渡もしくは変更、解散、または合併を決議したとき
- ⑪ 連絡が1ヶ月以上不可能となった場合
- ⑫ 本規約等に関する重大な違反が認められたとき
- ⑬ 犯罪行為に関与するなど社会的信用を損なう行為が認められたとき
- ⑭ メーター改ざんに関与したと認められたとき
- ⑮ 暴力的な要求行為をしたとき、または法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき
- ⑯ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき
- ⑰ 風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いるなどして信用を毀損し、または業務を妨害したとき
- ⑱ 反社会的勢力のためにCAAと取引したものと認められたとき
- ⑲ 過去に強制退会となった会員のためにCAAと取引したものと認められたとき
- ⑳ その他CAAの会員としてふさわしくない行為があったとき

第3章 会員の権利義務

第20条 (会員の権利)

会員は、オークションに関するサービスを利用することができます。CAAが提供するその他のサービス、またはCAAの業務提携先が提供するオークションに関するサービス等の利用については、別に定めるところによります。

第21条 (会員の義務)

会員が、オークションに関するサービス等を利用するに際しては、本規約等を遵守しなければなりません。

第22条 (会員の権利の制限)

- 1 CAAは、取引実績その他諸般の事情に応じて、会員の取引限度額その他の取引条件を設定し、または変更することができるものとします。
- 2 会員が次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合、CAAは当該会員に対し制裁を課し、または取引条件を制限することができるものとします。
 - ① 本規約等に定める債務の支払いを遅滞したとき
 - ② 落札車両の名義変更手続が所定の期限までに履行されないとき
 - ③ クレームもしくは紛争の処理において、CAAが本規約に基づいて判断した裁定の結果に従わないとき
 - ④ 違法行為に関係する車両を出品したと認められたとき
 - ⑤ CAAは、一般社団法人日本オートオークション協議会、業務委託先または提携先等から提供された規約違反または債務不履行等に関する情報に基づき、該当会員との取引を制限できるものとします。
 - ⑥ その他CAAが取引を不相当であると認めたとき
- 3 前項に基づく制裁または取引条件の制限は、次のとおりとします。
 - ① ペナルティの徴収
 - ② 取引限度額の変更
 - ③ オークション会場への入場禁止または退場
 - ④ オークションに関するサービスの利用停止
 - ⑤ 出品または落札車両の搬出入に関する制限

第23条（禁止行為）

- 1 会員は、以下に定める行為をしてはならないものとします。
 - ① 出品車両について、オークションによらず直接交渉によって取引する行為
 - ② 自己出品車両について、自らまたは第三者を介して、落札価格の吊り上げを図る行為、これに協力する行為、その他競り上げを阻害する行為
 - ③ 出品または落札における名義貸し、会員カードの貸与、ポス端末機の代行操作など実質的な取引の主体を偽るすべての行為
 - ④ 出品または落札車両の名義人をはじめオークションに関係する利害関係人に対し、CAAを介することなく直接に連絡、接触する行為
 - ⑤ 会員以外の者、その他CAAが入場を許可していない者をオークション会場に同伴する行為
 - ⑥ CAAが管理する区域に許可なく立ち入る行為
 - ⑦ オークションの正常な運営を阻害し、またはその秩序を乱す行為
 - ⑧ その他本規約等に違反する行為
- 2 CAAは、前項に違反した会員に対し、その違反の程度に応じて、制裁、取引条件の制限または強制退会の措置を講じることができるものとします。

第24条（準会員）

- 1 CAAは、業務提携先との間で会員登録契約を締結した事業者（以下、「準会員」といいます。）に対し、オークションに関するサービスの利用を認めることができます。
- 2 準会員に対しては、別に定めがある場合を除き、本規約等が適用されます。

第4章 出品／落札

第25条（取引方法）

- 1 オークションは、競り上げ方式によります。
- 2 会員は、CAAが管理、運営するポスシステムおよびコンピュータシステムを操作、入力し、またはCAAが定める書類を作成して提出することにより、出品または落札その他オークションに関するサービスを利用することができます。
- 3 会員は、前項のシステムの利用方法を十分に理解し習得したうえで必要な操作、入力を行うものとし、利用上の誤りも含め、システムによる処理結果のすべてについて責任を負うものとしします。

第26条（手数料）

会員は、オークションに関するサービスを利用するに際しては、CAAが別に定めるところに従い、手数料を支払うものとしします。

第27条（出品）

会員は、CAAの定める手続に従い、オークションに車両を出品することができます。ただし、CAAは、必要に応じて出品車両の台数、車名、年式および型式等を制限することができるものとしします。

第28条（出品店の整備・申告義務）

- 1 会員は、中古自動車の品質をめぐるクレームの発生を事前に防止し、オークションの信用を維持するために、出品車両の品質を保全し、これを正確かつ誠実に開示する義務を負います。
- 2 会員が、車両を出品するに際しては、中古自動車取扱事業者としての良識に基づき、車両の点検整備を綿密に行うとともに、出品車両の仕様、品質、車歴および瑕疵の程度等CAAが定める必要事項を誠実にCAAに申告しなければなりません。

第29条（出品申込）

出品の申込は、所定の申込用紙（以下、「出品票」といいます。）に必要事項を記入して出品車両の搬入と同時に提出し、かつCAAが指定した期日までに出品車両を搬入して行うものとしします。

第30条（出品車両条件）

出品車両は、以下に定める条件にすべて適合し、かつCAAの検査を受けたものでなければなりません。ただし、CAAが特に出品を認めた車両については、この限りではありません。

- ① 負担のない完全な所有権の移転が可能な車両であること（盗難など取得または保有

に至る過程に違法行為が介在していないこと、かつ、差押え、担保権の設定その他権利の制限を受けていないこと)

- ② 接合車でないこと
- ③ メーター改ざん車でないこと
- ④ 冠水車、消火剤室内散布車でないこと
- ⑤ 通常の安全な走行が可能であること
- ⑥ 燃料漏れ、オイル漏れ等の火災や事故の危険がないこと
- ⑦ 走行可能なバッテリーを搭載し、エンジンが機動できること
- ⑧ 燃料10リットル以上の残量があること、燃料残量警告灯が点灯していないこと
- ⑨ 車両の室内外が清掃済みであること
- ⑩ スペアタイヤ、ジャッキ等の工具を具備していること
- ⑪ 譲渡書類が完備していること
- ⑫ 登録番号の記載がある車両については、ナンバープレートおよび封印が取り付けられていること（ただし、軽自動車は除く）
- ⑬ 事業用ナンバー付でないこと
- ⑭ 車台番号の目視確認が可能な車両であること

第31条（出品条件違反車両の整備手数料）

出品車両について、前条の出品条件に反するためCAAにおいて整備等を行った場合には、出品店はそれに要した実費を負担するほか、別に定める手数料をCAAに支払わなければなりません。

第32条（備品管理）

保証書、整備手帳、リモコンスイッチ、ナビゲーションロム等、容易に車外へ持ち出せる備品類については、出品店において保管し、成約した場合には譲渡書類等とともにCAAへ提出するものとします。仮に、車内に放置したことにより盗難、紛失等の被害が生じた場合も、CAAは一切責任を負いません。

第33条（出品申告義務内容）

- 1 出品店は、出品票への記入に際して、以下の事項を正確かつ誠実に申告しなければなりません。
 - (1) 車歴（自家用、レンタカー、事業用、特殊用途車等）
未記入の場合は自家用として扱います。
 - (2) 排気量、型式
 - (3) 初度登録年式（国内初度登録とする）、車名、形状、グレード
 - (4) 車両検査の有効期限、登録番号、車台番号
 - (5) 走行距離
 - ① 未記入の場合、積算距離合計の数値をその車両の実走行距離とみなします。
 - ② メーター改ざん車・・・「*」

過去の記録簿等により走行メーターが巻き戻されていることが確認できる場合は、現在の表示距離を出品票に記入し「*」印を付け、注意事項記入欄に「メーター改ざん車」と明記し、過去の距離歴を記入するものとします。

③ メーター交換車・・・「\$」

保証書メーター交換記入欄等の記載や、認証または指定工場の記録証明がある車両は、走行距離欄にメーター交換前の走行距離と交換後に走行した合算距離を記入し「\$」印を付け、注意事項記入欄に「メーター交換車」と明記し交換日、交換前走行距離と現在の表示距離を記入するものとします。

④ 走行不明車・・・「#」

走行距離不明で過去の距離歴のわからない場合は、現在の距離を記入し「#」印を付け、注意事項記入欄に「走行不明車」と記入するものとします。

⑤ メーター交換歴のある車両であっても、保証書メーター交換記入欄等の記載や、認証または指定工場の記録証明がないものは、現在の距離を記入し「*」印を付け、注意事項記入欄に「メーター改ざん車」と記入するものとします。

⑥ 車両総重量8トン未満で積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は申告を必要とします。

積算距離計とタコグラフが一体式で装着している車両で、タコグラフの製造年月が対象車両の初年度登録年月以前の場合は、新車時に取り付けたものとみなし「実走行」扱いとします。製造年月が対象車両の初年度登録年月の翌月以降の場合には、途中で取り付けたものとみなし「メーター改ざん車(*)」と記入するものとします。ただし、交換記録がある場合は「メーター交換車(\$)」と記入するものとします。

(6) 外装色(できるだけカラーナンバーを記入)、色替車(色替え後の色)

(7) 燃料(ガソリン、軽油、LPG等)

(8) シフト(フロア5、フロアAT、コラムAT等)

(9) クラッチの無いマニュアル車(スムーサー、シーケンシャル等)

(10) 冷房(AC、WAC、AAC、クーラー等)

(11) 改造車、構造変更車(変更内容を記入)

(12) タイヤの残り溝、スペアタイヤの有無

(13) 乗車定員(車検証の乗車定員を記入)

(14) 機関、機構上の不具合

(15) 損傷箇所、修復歴等

(16) ディーラー車、モデル年式等

ディーラー車の記載なき場合は不明とみなし、モデル年式未記入はモデル不明とみなします。

(17) 特別装備限定車、地域限定車、ディーラー限定車等

(18) 国産車登録遅れ

- (19) レスオプション、欠品部品、規格外部品装着等
- (20) 内装、外装のキズ、凹凸、汚れ等
- (21) 災害車（冠水歴車、消火剤散布歴車等）
- (22) 未登録車の場合は、完成検査終了証または予備検査証を必須とし有効期限を記載するものとします。
- (23) リサイクル料金預託済み車両は、CAAが定める所定の申告方法にて出品手続をするものとします。
- (24) 職権打刻車
- (25) 初度登録前使用歴車
- (26) 福祉車両
- (27) その他注意事項

2 出品店は、出品内容が出品票と異なった場合、当該車両セリ開始時間の1時間前までに訂正申告するものとします。

出品店が、訂正申告を怠ったことにより発生したクレームまたはトラブル等に係わるすべての責任は、出品店が負うものとします。

第34条（ワンオーナー定義）

ワンオーナーと表記することができる場合は、新車ユーザー名義のもの、または新車ユーザー名義から商品車登録をされたものに限り、以下に定めるものについては明らかに除外されるものとします。

- ① 商品車登録後に車両検査を受け、または私用走行したもの
- ② 並行輸入車
- ③ 名義変更後に保険業者名義になったもの
- ④ レンタカー
- ⑤ 事業用
- ⑥ 保証継承されているもの

第35条（出品車両の価格調整）

1 出品店は、スタート価格、希望価格および代行価格を出品票に記入するものとします。

2 スタート価格と売切価格の差額は30万円以内に設定するものとし、CAAはその価格について変更権限を有します。

3 出品店が価格調整を希望する場合、自らCAAに申し出て行うものとし、申し出のない場合は、CAAが別に定めるところにより価格調整を行います。

第36条（売買契約の成立）

落札に伴い、出品店を売主、落札店を買主とする出品車両の売買契約が成立し、CAAは、同契約上の義務履行を仲立ちします。

第37条（売買契約の強制解除）

CAAは、出品店と落札店との間で売買契約が成立した場合であっても、出品から落札

に至る経過、出品または落札価格、その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として異常であると判断した場合には、当該売買契約を強制解除して無効にすることができるとします。

第38条（開催当日における売買契約の任意解除）

- 1 出品店または落札店は、売買契約が成立した後であっても、オークション当日のCAAが別に定める時間内に限り、相手方に対し、所定のペナルティを支払うことにより当該売買契約を任意解除することができるものとします。
- 2 前項の場合、成約料および落札料は解除を行った当事者の負担とし、それぞれCAAに支払うものとします。なお、いずれの場合も出品料は出品店の負担とします。

第39条（商談）

会員が流札車両の購入を希望する場合は、オークション開催中に限り商談による購入を申し込むことができます。この場合、購入希望者が提示した購入希望価格を出品店が承諾した時点、または出品店が提示した販売希望価格を購入希望者が承諾した時点をもって売買契約が成立したものとします。

第40条（落札店の車両確認義務等）

- 1 会員は、車両の落札に際しては、現車については十分な下見を行い、画像等のデータによる場合には情報を十分に確認するものとし、落札後においても、クレーム申立期限内に当該車両と出品票の記載事項とを比較対照して相違がないことを再度確認しなければなりません。
- 2 落札店は、本規約等を遵守し、かつ、中古自動車取扱事業者の良識を持って落札車両の確認を行わなければなりません。
- 3 落札店は、抹消登録を希望する場合、オークション開催中にその旨をCAAに申し出なければならないものとします。その詳細については、別に定めるところによります。

第41条（車両の搬入・搬出）

- 1 車両の搬入については、第29条に定めるところにより行うものとします。
- 2 車両の搬出については、CAAの指示に従い、かつCAAが認めた車両に限り搬出することができます。
- 3 会員またはその代行者は、搬出時に車両と出品票の照合確認を行わなければなりません。なお、搬出後の事故、損傷または盗難等の被害に関してCAAは一切の責任を負いません。
- 4 車両の搬出は、CAAの定める期限内に行うものとします。なお、搬出期限内に搬出されない車両については次開催への自動再出品として扱い、この場合会員は次開催の出品料を支払うものとします。
- 5 取引条件により落札車両の搬出が制限されている場合には、債務を完済したときに車両を搬出することができるものとします。

ただし、債務の一部を出品した車両で補完している場合には、債務を完済し、かつ、当該車両の譲渡書類等をCAAに対し不備なく提出されたときに、車両を搬出することがで

きるものとしします。

6 CAA会場内に、出品申込のない車両をはじめ、正当な理由がないのに車両等が放置、残留されている場合は、CAAはその管理責任を負わないものとし、次の処置を行うものとしします。

- ① 搬入当日または搬出期限の翌日を起算日として、7日以上放置、残留されている場合は、帰責事由のある会員に対し、ペナルティ（30,000円）および駐車料金（1日あたり5,000円）を請求することができるものとしします。
- ② 搬入当日または搬出期限の翌日を起算日として、21日以上放置、残留されている場合は、当該車両等について所有権が放棄されたものとみなし、CAAにおいて任意に処分することができるものとしします。この場合、帰責事由がある会員に対し、処分費用を請求することができるものとし、処分により問題が生じてもCAAは一切の責任を負いません。

第5章 車両検査

第42条（CAA検査）

- 1 すべての出品車両は、出品店の申告内容に基づき、CAAの検査員による検査を経て出品できるものとしします。
- 2 CAAによる検査は、停車状態での車両内外の目視による確認とし、部品の取り外しを要する検査および走行テストを必要とする検査は実施しません。
- 3 CAAの検査結果および評価点は、オークションにおける会員間取引に際しての参考資料に供することを目的としたものであり、会員および一般消費者を含む第三者に対し、出品車両の品質を保証するものではなく、CAAは一切の責任を負いません。
- 4 CAAは、オークション会場間における検査内容に差異があっても責任を負わないものとしします。

第43条（評価基準）

CAAの検査に基づく評価の基準は、別に定めるとおりとしします。

第6章 代金決済／譲渡書類

第44条（車両代金等の決済）

- 1 会員は、落札車両代金、自動車税相当額および手数料等を、オークション開催日を含めて7日以内（取引条件により落札車両の搬出期限が設定されている場合にはその期限まで）に支払わなければならないものとしします。
- 2 前項のいずれの場合についても、CAAにおける着金確認をもって決済としします。
- 3 会員がCAAに対する支払いを遅滞した場合、遅滞が解消するまでの間は、オークションにおいて車両を落札する権利を有しないものとしします。
- 4 落札店がCAAに対し債務を負担している場合、それが他の車両にかかわるものであつ

ても、当該債務を完済するまでの間、CAAは落札車両の引き渡しを拒むことができるものとします。

- 5 出品車両の成約代金と落札車両代金が相殺になった場合、当該出品車両の譲渡書類等がすべて提出されたときをもって決済とします。
- 6 落札車両の所有権は、落札店が第1項により落札車両代金等を完済したときをもって落札店に移転するものとします。
- 7 CAAが出品店に対し成約車両代金を支払った場合、CAAは、落札店がCAAに対する第1項の車両代金等の支払いを完済するまでの間、その車両代金等を担保するために、当該成約車両の所有権を取得し留保するものとします。
- 8 落札店がCAAに対する車両代金等の支払いを遅滞したときは、CAAは、前項の所有権に基づき、落札店（落札店からの譲受人を含む）から、当該車両を引き上げた上、これを換価処分することができるものとします。この場合、換価処分代金から換価処分に要した費用を差し引き、その残額を支払い遅滞にかかる車両代金等に充当します。
- 9 車両代金は消費税抜きの金額で表示するものとし、これに対する消費税は別途表示します。
- 10 落札店は、落札車両に対するクレームが存在する場合でも、その解決には係わりなく期限内に落札車両代金、自動車税相当額および手数料等を支払うものとします。

第45条（出品店に対する成約車両代金等の支払い）

- 1 出品店に対する成約車両代金の支払いは、正午12時までに成約車両の譲渡書類がCAAに提出された日の翌銀行営業日とします。（完納払い会員は、すべての成約車両の譲渡書類が提出された日の翌銀行営業日）
- 2 次の各号に定める事由のいずれかに該当するとCAAが判断した場合は、譲渡書類がCAAに提出され、かつ落札店がCAAに対する債務を完済した日の翌銀行営業日に、出品店へ支払うものとします。
 - ① 第23条1項①号、②号、③号のいずれかに抵触する行為があったとき。
 - ② 落札金額が、通常の落札金額より著しく高額であったとき。
 - ③ 出品店または落札店の取引台数や取引金額が、当該会員の通常の取引と著しく多く乖離したとき。
 - ④ その他、異常取引であるとCAAが判断したとき。
- 3 出品店がCAAに対し債務を負担している場合、それが他の車両にかかわるものであっても、CAAは成約車両代金の支払いに際して、当該債務と相殺して決済することができるものとします。

第46条（所有権留保）

会員がCAAに対して債務を負担した場合、債務が完済されるまでの間、その債務に関連する車両の所有権は、CAAに留保されるものとし、CAAは当該車両を引き上げた上、会員の承諾を要することなくこれを換価処分することができるものとします。この場合、

換価処分代金から換価処分に要した費用を差し引き、その残額を債務に充当します。差損金が発生した場合は、会員に請求します。

第47条（債務不履行に伴う相殺）

会員がオークション取引に伴う債務の支払いを遅延した場合は、CAAから支払われる還元金または自動車税相当額等があったとしても、CAAは支払い遅滞にかかる債務と相殺することができるものとします。

第48条（遅延損害金）

会員がCAAに対して負担する債務の支払いを怠ったときは、会員は、未払債務元本に対し年利15%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。

第49条（書類の完備）

- 1 出品店は、成約車両について必要な譲渡書類および自動車損害賠償責任保険証書を、CAAが別に定める期限までにCAAに提出しなければなりません。
- 2 譲渡書類は、全国いずれの陸運支局または検査登録事務所でも登録可能な書類とし、かつすべて差替え可能なものとします。
- 3 出品車両について複数回にわたり権利移転に伴う名義変更の登録が省略されている場合、名義変更のために相続関係書類が必要な場合など、地域によって取扱いが異なるものについては、出品店が自らの名義に登録した上で譲渡書類を提出しなければなりません。
- 4 譲渡書類の有効期限は、別に定めるところによります。
- 5 出品票に登録番号が明記されたものは名義変更扱いとして処理します。ただし、車両検査の有効期限満了日が名義変更期限以内のものについては、車両検査の継続のために必要な書類を完備するものとします。
- 6 自動車損害賠償責任保険証明書に記載された使用の本拠の所在地が沖縄県または離島であるなどの事由により、権利譲渡される契約者に追徴金が発生する場合は、落札店がオークション開催月の翌月末日迄にCAAへ申告した場合に限り、出品店は当該追徴金額を落札店へ支払うものとします。
- 7 保証書は、メーカー発行のもので、かつ当該車両の保証書と判断でき、保証の継承が可能な状態にあるものに限ります。
- 8 整備手帳は、メーカー発行のものに限ります。
- 9 譲渡書類等の授受および連絡等については、すべてCAAを介して行うものとします。

第50条（書類不備）

- 1 ナンバープレートの外し忘れ等により、抹消の書類が移転用の書類として提出された場合は、車両検査の継続が可能であっても、書類不備の扱いとします。
- 2 出品車両について複数回にわたり権利移転に伴う名義変更の登録が省略されている場合、名義変更のために相続関係書類が必要な場合など、地域によって取扱いが異なるものについては、原則として書類不備の扱いとします。

第51条（譲渡書類の引渡し）

落札車両の譲渡書類については、落札店がCAAに対する債務を完済し、かつ出品車両がある場合は出品による成約車両すべての譲渡書類が完備された後に、落札店に対し引き渡すものとしします。

第52条（書類確認義務）

- 1 落札店は、受領した譲渡書類を確認する義務を負い、不備があった場合には、受領日を含む7日以内にCAAに対しその旨を申告しなければなりません。
- 2 落札店は、特殊用途にかかる登録書類に関して不備があった場合には、受領日を含む7日以内にCAAへその旨を申告しなければならないものとし、この場合出品店は当該地域における必要書類を提出しなければなりません。
- 3 落札店が受領した譲渡書類に不備があり差し替えが必要な場合、出品店は、差し替え書類がCAAに到着した日を含む7日以内に追完しなければなりません。ただし、差し替えが必要でない場合、CAAからの依頼日を起算日として7日以内に不備を解消するものとし、遅滞した場合はペナルティの対象とします。（譲渡書類遅延ペナルティに準ずる。）
- 4 リサイクル料金が誤って請求された場合は、落札店に書類到着日を含む7日以内に申告された場合に限り訂正を行う。

第53条（譲渡書類の提出遅延ペナルティ）

- 1 CAAが別に定めた提出期限を遅延した場合は、ペナルティの対象とします。
- 2 書類の一部不備による遅延も、前項と同様に扱い、ペナルティの対象とします。

第54条（差し替えペナルティ）

- 1 落札店において、印鑑登録証明書および委任状等の有効期限を失効させ、または書き損じ等により差し替えが必要になった場合、落札店は別に定める差し替えペナルティを負担するものとしします。
- 2 差し替えは、すべてCAAを通じて依頼するものとしします。落札店から出品店または車両名義人等に対し直接差し替えを依頼した事実が判明したときは、取引制限を行うとともにペナルティを徴収します。
- 3 有効期限の失効による差し替えを依頼する場合、原則として車庫証明書の写しを添付するものとし、落札店は受領日を含む7日以内に名義変更を行うものとしします。
- 4 譲渡書類の有効期限が不足しており、かつその旨が出品票に記載されていない場合は、差し替えもしくは別に定める早期名変ペナルティの対象とします。

第55条（自動車税相当額）

自動車税相当額の精算方法については別に定めるものとしします。

第56条（名義変更と自動車税相当額の返金）

- 1 落札店は、CAAが別に定める期限までに移転、抹消等の登録手続を完了し、その旨をCAAに届け出るものとしします。
- 2 完了に関する届出は、別に定める期限までに、自動車検査証の写し（登録事項等通知書は不可）にオークション回数、出品番号を記入して提出するものとしします。ファクシミリ

送信の方法で提出する場合については、会員の責任においてCAAに対し受信を確認しなければならず、確認がない場合は届出がないものとみなします。

- 3 名義変更等の手続が正常に履行されない場合は、落札店の許可を得ることなく、CAAの判断により一時的に名義変更等の手続をとることができるものし、その費用については落札店の負担とします。なお、名義変更の遅延ペナルティについては別に定めるところによります。
- 4 軽自動車の税止め処理は、落札店の責任により行うものとします。
- 5 自動車税相当額の返金については、別に定めるところによります。

第57条（非課税車の消費税返還）

落札車両が、福祉車両その他消費税が非課税である場合は、書類到着日を含む7日以内にCAAへ申告された場合に限り、消費税の返還を行うものとします。ただし、当該車両が新車時に非課税対象である場合に限りです。（確認不可の場合はCAA判断）

第7章 クレーム裁定

第58条（目的）

- 1 CAAによるクレーム裁定は、オークションにより成立する中古車自動車の売買契約に伴い生じる紛争を迅速かつ適正に解決し、会員の正当な利益を保護するとともに、オークションの信頼性および秩序を維持することを目的とします。
- 2 売買契約の当事者である会員は、CAAによるクレーム裁定に従い、理解と協力をもって紛争の早期かつ円満な解決に努めるものとします。

第59条（クレーム裁定の内容）

- 1 オークションにより成立する出品店および落札店間の売買契約については、民商法の規定に先立ち、クレーム裁定に関する規定をはじめ本規約等が優先して適用され、これに従った権利義務関係が当事者間に形成されるものとします。
- 2 CAAによるクレーム裁定の内容は、売買契約の解除、代金減額請求、部品支給（相応の中古部品含む）またはCAAが必要と認めたその他の解決方法とします。

第60条（クレーム裁定の効力）

- 1 CAAの調停活動によっても、売買契約の当事者間で調整がつかない場合、その他の特殊事情により裁定による解決を必要とする場合は、CAAは公平かつ中立な立場において、裁定委員会の判断によりクレーム裁定を行うものとし、売買契約の当事者はその裁定結果に無条件で従うものとします。
- 2 売買契約の当事者である会員が裁定に従わない場合、CAAは、取引制限または強制退会の措置を講じることができるものとし、会員は、その内容に対し如何なる異議または不服を申し立てることはできないものとします。

第61条（クレーム申立ての方法）

- 1 クレーム申立てについては、必ずCAAを介して行うものとします。

2 落札店は、本規約等に基づき、所定のクレーム申立期限内に、所定のクレーム事由がある場合に限り、クレーム申立てにより売買契約の解除または代金減額請求を行うことができるものとし、

ただし、落札店は、売買契約の解除ができる場合でも、解除に代えて代金減額請求を選択することができるものとし、

3 クレーム事由が存在する場合であっても、落札店がこれを知りながら落札した場合は、クレーム申立て（売買契約の解除、代金減額請求）をすることはできないものとし、

4 クレーム申立ては、1台の車両について原則1回に限り認められるものとし、ただし、CAAが認めたものについては、この限りではありません。

5 クレーム内容が、メーカー保証範囲内の場合、落札店がメーカーに対応を求めることにより解決するものとし、これに要する保証継承費用は出品店の負担とします。

ただし、落札車両の状態等によりメーカーによる対応ができない場合は、この限りではありません。

6 クレーム申立てに要する費用（見積料等）は、落札店の負担とし、当該車両正規販売店の確認を原則とします。ただし、CAAが認めたものについては、この限りではありません。

7 落札店がCAAに対しクレーム申立てを行い、その旨がCAAを通じて出品店に通知されたときは、その通知をもって、クレーム申立ての趣旨に従い、落札店から出品店に対し売買契約解除または代金減額請求の意思表示があったものとみなされます。

第62条（クレームの申立期限）

クレーム申立期限は、本規約に定めるところに従うものとし、CAAがクレーム事由に応じて個別に例外を定めた場合は、その例外に従うものとし、

第63条（クレーム対象外の事項）

以下に定める事由に該当する場合については、クレーム申立てによる売買契約の解除および代金減額請求がいずれも認められないものとし、ただし、CAAが別に定める場合、またはクレーム申立てに理由があると認めた場合には、この限りではありません。

- ① 評価R点RA点、評価1点、評価2点、評価99点および並行輸入車（ただし、クレーム対象となるものは別に定める）
- ② CAAが開催日に発行する出品一覧リストの誤り
- ③ 内外装の損傷
- ④ 消耗部品
- ⑤ 他のオークションに出品し出品番号が決定したとき（ただし、重大な出品票記載事項相違、修復歴等が発覚した場合およびエンジン、ミッション、ハイブリッドシステム等主要箇所の不具合が大きい場合はクレーム対象）
- ⑥ 落札店が落札車両を転売（他オークションへの出品による成約を含む）したとき
- ⑦ 落札店が落札車両の不具合を出品店の確認をとることなく加工、修理したとき

- ⑧ クレームの申立て中、または申立て前に、出品店の確認をとることなく移転、抹消登録等が行われたとき。
- ⑨ クレーム申立て後10日以内にクレームの詳細説明がない場合
- ⑩ 次のいずれかに該当する車両における電装品、一部機関または機構上に不具合（ただし、セールスポイント等の記載内容はクレーム対象）が認められるとき
 - ア 初度登録から5年以上
 - イ 走行距離10万km以上
 - ウ 走行距離不明
 - エ メーター改ざん
- ⑪ 次のいずれかに該当する車両における機関または機構上に不具合（ただし、エンジン、ミッション、ハイブリッドシステム等主要箇所の不具合大はクレーム対象）が認められるとき
 - ア 初度登録から10年以上
 - イ 走行距離10万km以上
 - ウ 走行距離不明
 - エ メーター改ざん
- ⑫ 車両代金が20万円以下の車両（ただし、セールスポイント等、記載事項相違、エンジン、ミッション、ハイブリッドシステム等主要箇所の不具合大、修復歴の発覚はクレーム対象）
- ⑬ 車両代金が5万円以下の車両（ただし、セールスポイント等、記載事項相違はクレーム対象）
- ⑭ 標準装備品以外の不具合（ただし、セールスポイント等の記載内容はクレーム対象）
- ⑮ 標準装備品の欠品で新品部品単価が、国産、輸入車問わず2万円以下の場合。（ただし、セールスポイント等の記載内容はクレーム対象）
- ⑯ 機関、機構等での不具合箇所の新品部品単価が、国産、輸入車問わず2万円以下の場合。（ただし、セールスポイント等の記載内容はクレーム対象）
- ⑰ 部品支給に係わる工賃。（ただし、工賃多額なものや、内容により一部出品店負担とする場合あり）
- ⑱ 日本国外へ輸出（国内税関通過を含む）された車両。

第64条（代金減額請求）

落札店は、落札車両について、CAAがクレーム細則として別に定めるクレーム事由がある場合、出品店の過失の有無を問わず、当該事由に関するクレーム申立期限内に、出品店に対し車両代金の減額請求ができるものとします。ただし、CAAにおいて代金減額請求が相当でないとして認められたときは、この限りではありません。

第65条（売買契約の解除事由）

- 1 落札店は、落札車両について以下の事由が存することが判明したときは、出品店の過失

の有無を問わず、その事由毎に定められるクレーム申立期限内に限り、催告を要せず売買契約を解除することができるものとします。ただし、落札車両を出品店に返還することができないとき、または落札車両が著しく棄損されたとき、もしくは加工、改造により同一性を保持しない程度に機能、状態に著しい変更が生じたときは、落札店は上記解除権を喪失し、売買契約を解除できないものとしますが、この場合でも代金減額請求を妨げないものとします。

- ① 盗難、車台番号改ざん等取得および保有に至る過程に違法行為が介在し、もしくは仮差押、差押え、または担保権の設定その他権利の制限を受けている等、法的問題が存するため完全な所有権の移転ができないとき
- ② 接合車であるとCAAが判断したとき
- ③ 災害車であるとCAAが判断したとき
- ④ メーターの改ざん、走行不明、メーター交換またはそれに準ずる車両であることが判明したとき
- ⑤ エンジン、ミッション、ボディ等規格外乗せ替えまたはエンジン型式打刻が確認できないことが判明したとき
- ⑥ 出品票の記載と当該車両の状態が大きく相違していると認められるとき
- ⑦ 出品店が別に定める提出期限を超えて譲渡書類等の提出を遅延したとき
- ⑧ その他、落札車両に重大な欠陥があるなど、CAAにおいて相当の理由があると認められたとき

2 落札店による売買契約の解除が認められた場合、出品店は、CAAの手数料、落札店までの往復輸送代金（ただし、日本国内に限る）および別に定めるペナルティ、実損金（逸失利益および迷惑料は含まない）を負担しなければならないものとします。

第66条（法的問題車等）

- 1 法的問題が存するため完全な所有権の移転ができないことを理由として、落札店が売買契約を解除する場合、完全な所有権の移転を妨げる事由を知った時点で、速やかに申立をしなければならないものとします。
- 2 落札車両について法的な問題が存し、またはその可能性があることを理由として、落札車両または譲渡書類が仮差押、仮処分、差押え等の対象になり、または刑事手続上の差押えもしくは任意提出の対象になる等、落札車両または譲渡書類の返還が困難な事情がある場合は、落札店は、出品店に対し落札車両または譲渡書類を返還することなく、売買契約を解除することができるものとします。この場合、落札車両または譲渡書類の還付、返還、被害の回復その他一切の問題については、出品店の責任において処理するものとします。

第67条（接合車）

接合車であることを理由として、落札店が売買契約を解除し、またはこれに代わる代金減額請求をする場合は、落札日含む180日以内に申立てをしなければならないものとします。

第68条 (災害車)

災害車であることを理由として、落札店が売買契約を解除し、またはこれに代わる代金減額請求をする場合は、落札日を含む90日以内に申立てをしなければならないものとします。

第69条 (メーター改ざん車等)

メーター改ざん、走行不明、交換またはそれに準ずる車両であることを理由として、落札店が売買契約を解除し、またはこれに代わる代金減額請求をする場合は、落札日を含む180日以内に申立てをしなければならないものとします。ただし、CAAがクレーム細則等により定めた例外に関しては、その定めに従うものとします。

第70条 (エンジン、ミッション、ボディ等規格外乗せ替え車等)

エンジン、ミッション、ボディ等規格外乗せ替えまたはエンジン型式打刻が確認できないことを理由として、落札店が売買契約を解除し、またはこれに代わる代金減額請求をする場合は、落札日を含む30日以内に申立てをしなければならないものとします。

第71条 (出品票記載事項相違)

出品票の記載と現車の状態が相違していた場合は、以下に定める事項について大きく相違があった場合に限り、落札店が売買契約の解除またはこれに代わる代金減額請求をすることができるものとし、この場合、別に定めるクレーム申立期限内に申立てをしなければならないものとします。ただし、書類による確認を要するものについてのクレーム申立期限は落札店への書類到着日を含め7日以内とします。

- ① 年式
- ② 車歴
- ③ ワンオーナー
- ④ 車名
- ⑤ グレード、限定車
- ⑥ 乗車定員変更および、バン形状の2人乗り等
- ⑦ 改造歴
- ⑧ 登録遅れの車（輸入車は除く）の申告漏れ
- ⑨ 保証書
- ⑩ 修復箇所の申告漏れ
- ⑪ 型式および排気量
- ⑫ 燃料
- ⑬ 走行距離の誤記入（マイル表示の申告漏れ）
- ⑭ 装備の誤記入
- ⑮ ボディ形状（荷台形状、ドア枚数）
- ⑯ ボディ色（カラーNo未記入の場合）
- ⑰ ボディ色替

⑱ その他CAAにおいて相当の理由があると判断した場合

第72条（担保設定等）

担保設定等により完全な所有権の移転ができないことを理由として、落札店が売買契約を解除する場合は、落札日を含む180日以内に申立をしなければならないものとします。

第73条（譲渡書類等の提出遅延）

出品店が別に定める提出期限を超えて譲渡書類等の提出を遅延した場合、落札店は、売買契約を解除することができるものとします。この場合、出品店は、別に定めるペナルティおよび落札店の実損金（逸失利益および迷惑料は含まない）を負担するものとします。

第74条（売買契約解除に伴う措置）

成約車両についての出品店および落札店間の売買契約が、本規約に基づいて解除されたときは、出品店は落札車両代金等を解除日から7日以内に、落札店は車両および譲渡書類等をCAAが指定した期限までに、それぞれCAAに対し、返金ないし返却しなければならないものとします。

第75条（売買契約解除とCAAの責任）

- 1 売買契約の解除により当事者に生ずる損害について、CAAは損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。
- 2 売買契約が解除された場合であっても、CAAは出品店に対し出品手数料、成約手数料を返還しないものとします。

第76条（売買契約解除と手数料）

会員は、売買契約が解除された場合も、CAAに対して、手数料およびその他の費用およびこれに対する消費税を支払わなければならないものとします。

第77条（損害賠償金の代位弁済）

- 1 CAAは、オークションの信用を保持するために必要であると判断した場合は、売買契約解除に伴い出品店または落札店が被った損害について、その相手方に代位して弁済することができるものとし、相手方はこの代位弁済について予め承諾するものとします。
- 2 CAAが前項により代位弁済をしたときは、直ちにその旨を前項の相手方に通知するものとします。
- 3 出品店または落札店は、第1項によりCAAが代位弁済した金額について、代位弁済をした日の翌日から完済に至るまで年15%の割合による遅延損害金を付してCAAに対し支払うものとします。

第78条（装備品等の欠品と代金減額請求）

- 1 標準装備品の欠品に関する代金減額請求は、搬出前にCAAの確認を必要とし、通常クレーム申立期限内に申告した場合に限り認められるものとします。ただし、リモコンスイッチ、ナビゲーションロムなど容易に車外に持ち出せる装備品については、後日送り記載分も含め、書類到着日を含め7日以内に請求するものとします。
- 2 出品票に記載がある保証書および整備手帳については、後日送り記載分も含め、書類到

着日を含め7日以内に請求するものとします。

第79条（盗難、事故による損害）

- 1 CAA会場内において、車両の盗難、事故が発生した場合は、セリ前の車両または流札車両については、同種、類似車両のCAAオークションにおける取引価格を損害の限度とし、セリ後の車両については、落札価格をもって損害の限度とします。
- 2 CAA会場内において、盗難による部品損害が発生した場合は、標準装備品または出品票に明記されたものに限り損害として扱うものとし、かつ中古部品または中古部品時価相当額をもって損害の限度とします。

第80条（迷惑行為）

会員が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合、CAAはペナルティ30,000円及び実費（CAAが認めた費用）を請求するものとし、当該会員は直ちに所定の手続を行うものとします。その他CAAが悪質であると判断した内容については、別途裁定するものとし、会員はこれに従います。

- ① 落札店が名義変更前または所有者変更前に発生させた違反行為（交通違反、事故、放置等）により出品店側に通知または連絡があった場合
- ② その他CAAが迷惑行為であると判断した場合

| | |
|----|--------------------|
| 施行 | 本規約は、平成14年7月1日から施行 |
| 改定 | 平成16年8月24日より改定、施行 |
| | 平成19年1月9日より改定、施行 |
| | 平成20年1月8日より改定、施行 |
| | 平成20年4月1日より改定、施行 |
| | 平成20年8月1日より改定、施行 |
| | 平成21年8月1日より改定、施行 |
| | 平成22年5月1日より改定、施行 |
| | 平成23年5月1日より改定、施行 |
| | 平成24年1月10日より改定、施行 |
| | 平成25年1月1日より改定、施行 |
| | 平成26年1月7日より改定、施行 |
| | 平成28年3月1日より改定、施行 |
| | 平成28年4月5日より改定、施行 |
| | 平成29年1月1日より改定、施行 |
| | 平成29年4月1日より改定、施行 |
| | 平成29年6月9日より改定、施行 |
| | 平成30年10月1日より改定、施行 |
| | 平成31年4月1日より改定、施行 |

書 類 細 則

| | | |
|---|--|---|
| (譲渡書類の定義) | 全国で新規、移転、抹消登録可能な書類および自動車損害賠償責任保険証明書、リサイクル預託証明書、継続検査用納税証明書(車検満了日が名義変更期限内の場合) | |
| 1. 譲渡書類の提出期限 | ◎出品店は、成約車両の譲渡書類を成約日含む9日以内にCAAに提出する。 | |
| 2. 譲渡書類の有効期限 | ◎開催日の翌月末日以上あるものとする。 ◎出品票に書類有効期限または名義変更期限の記入をする場合は、その期限がCAA提出日含む21日を超えているものとする。 | |
| 3. 譲渡書類遅延ペナルティ | ◎成約日含む9日を超えた場合は、ペナルティ1万円とする。 ◎以後1日遅延毎に2千円加算。(CAA休業日を除く) ◎成約日含む30日を超えた場合は、ペナルティ10万円とし落札店はキャンセル可能。 ◎キャンセル時、出品店はペナルティに加え実損金を支払う。 | |
| 4. 継続検査用納税証明書 | ◎納税証明書の添付がなく落札店から依頼があった場合出品店は、CAA通知日含む7日以内に提出すること。 ◎出品店が提出期限を超えた場合は、落札店にペナルティ1万円を支払う。以後7日遅延毎に1万円加算。(車検満了日が、翌月末までのものを対象とし、自動車税納付期限内は除く) | |
| 5. リサイクル預託金 | ◎金額が誤って請求された場合、落札店から書類到着日含む7日以内に申告された場合に限り訂正を行なう。 ◎リサイクル預託金は、出品店の申告義務とする。 | |
| 6. 譲渡書類差替ペナルティ | ・譲渡証明書、委任状 ・印鑑証明書、住民票、登記簿謄本、抄本等 ・軽自動車OCRシート、申請依頼書 | 30,000円+実損金 |
| 7. 譲渡書類再交付ペナルティ | ◎旧所有者が記入する欄を未記入で提出しその欄を落札店が書損じた場合は、差替ペナルティは免除とする。 | |
| | ◎ナンバー付譲渡書類(全部)または抹消謄本 | 100,000円+実損金 |
| | ◎譲渡書類(一部) | 50,000円+実損金 |
| | ◎自賠責保険 | 不可 |
| ※紛失等における譲渡書類の再交付ができない場合は、CAA判断により別途裁定とする。 | | |
| 8. その他 書類ペナルティ | ◎自動車リサイクル法における引取り報告等により、完全な所有権移転ができなかった場合。 ◎出品前の交通違反等により車検の取得ができなかった場合。 ◎申立期限は、落札日を含む180日以内とし、それ以上経過した場合はCAA判断とする。 | ・出品店の責任において解除処理を行なうものとする。 ・申告時にペナルティ1万円とし、以後7日経過毎に1万円を加算する。 ・解除できない場合、および申告日より30日を超えた場合は、ペナルティキャンセル対象とする。 <ペナルティキャンセル対象> ・ペナルティ 100,000円 ・落札代金 ・落札手数料相当額 ・落札店までの往復輸送代 ・実損金 |
| 9. 早期名義変更ペナルティ | ◎落札店が、期限不足の譲渡書類を承諾した場合。 | 10,000円 |
| 10. 名義変更期限 | ◎開催日の翌月末日までに完了すること。 ◎出品票に期限の記入がある場合は、その期限内に完了すること。 ◎名義変更コピーの提出期限は、名義変更月の翌月5日までとする。 | |
| 11. 自動車税相当額等 | ◎ナンバー付きの登録車における自動車税相当額は、落札店よりCAAが預かり、名義変更完了後に精算する。(名義変更結果が、抹消登録の場合は月割り精算) ◎軽自動車は、名義変更保証金として落札店より1万5千円をCAAが預かり、名義変更完了後に精算する。(名義変更日が年度をまたいだ場合は、自動車税相当額として扱う場合あり) ◎名義変更後に抹消登録を行なった場合は、抹消登録月の翌月5日までに提出されたものに限り、自動車税相当額を精算する。 | |
| 12. 自動車税還付譲渡書 | ◎県内・県外を問わずCAAでの受付は行わず、出品店保管とする。 ◎落札店からの抹消コピー提出遅延により、出品店が還付を受けられなかった場合は、還付不能書類の提出等による確認後、自動車税相当額を落札店に請求し、出品店へ支払う。 | |
| 13. 自動車税未納ペナルティ | ◎自動車税の未納が発覚した場合出品店は、通知日含む7日以内に継続検査用納税証明書を提出すること。 ◎出品店が提出期限を超えた場合は、落札店にペナルティ1万円を支払う。以後7日遅延毎に1万円加算。 ◎自動車税未納が発覚した場合落札店は、CAAに連絡後の代理納付を可能とする。(自動車税納付期限内は除く) | |
| 14. 預かり金精算 | ◎自動車税相当額および名義変更保証金の精算は、CAAの定める手続きにより行なう。 | |
| 15. 現在登録証明書手数料 | ◎期限迄に落札店より移転登録等のコピー提出がない場合 | 3,000円/件 |
| 16. 名義変更遅延ペナルティ | ◎名義変更期限を超えた場合 | 10,000円 |
| | ◎更に、7日遅延毎に加算 | 10,000円 |
| | ◎28日を超え遅延した場合 | 50,000円 |
| | ◎名義変更遅延により、新年度の自動車税課税通知が旧名義人に行なわれた場合 | 10,000円 |
| 17. 名義変更ペナルティ (軽自動車) | ◎名義変更コピーの提出が、名義変更期限(名義変更遅延の場合は、名義変更完了日)から7日以上遅延した場合 | 10,000円 |
| | ◎落札店が、税止め処理を行わず、新年度の自動車税課税通知が旧名義人に行なわれた場合 | 10,000円 |
| 18. 障害者登録免税 | ◎都道府県により違いがある為、県税事務所に確認した上で処理する。 | |
| 19. ナンバープレート返送ペナルティ | ◎抹消出品車のナンバープレートがついた状態で落札店に届いた場合は、出品店に請求する。 | 3,000円 |

(注) 本細則に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、CAA判断により別途裁定とします。
 (注) 手数料は、消費税別途とします。
 (注) 実損金とは加修費+転売後の実費(遺失利益及び迷惑料は含まない)とします。
 (注) 各期限の最終日が、CAA休業日と重なる場合は翌営業日までとします。
 (注) CAA長期休業日をはさんだ場合の譲渡書類提出期限等の変更については、別途定めご案内します。

評価基準

1. 評価方法

評価点は、当該中古車に係わる諸情報をコンピュータに入力し、評価点自動算定システムにより客観的に算定されます。

このシステムは、基本的にはキズ等の不具合点と、機関、足廻り等機能面の不具合点を積算して、そのデータをベースに、初度登録年月からの使用期間、走行キロ、修復歴有無等を加味して総合的に評価点を算出するシステムです。外装、内装の評価は、不具合点だけを入力データから抽出し、積算等により判定したものです。

2. 評価基準

【総合評価】

| 評価点 | 内 容 | 外 装 評 価 | 内 装 評 価 |
|-------|---|---------|---------|
| S 点 | <ul style="list-style-type: none"> 走行10,000km以内。 初度登録経過月数12ヵ月以内。 無傷、無補修のもの。 | A以上 | A以上 |
| 6 点 | <ul style="list-style-type: none"> 走行30,000km以内。 初度登録経過月数36ヵ月以内。 内外装とも軽微な瑕疵が僅かにあるもの。 | | B以上 |
| 5 点 | <ul style="list-style-type: none"> 走行50,000km以内。 外装に軽微な瑕疵が若干あるもの。 内装に気になるシミ、汚れ、のり跡、焦げ、切れ等が若干あるもの。 | | C以上 |
| 4. 5点 | <ul style="list-style-type: none"> 走行100,000km以内。 軽微な加修を施すことで5点に準ずるもの。 外装に気になる程度の瑕疵が数箇所あるもの。 内装に焦げ穴、割れ、擦れ、変色、色褪せ等が若干あるもの。 | B以上 | C以上 |
| 4 点 | <ul style="list-style-type: none"> 走行150,000km以内。 内外装とも目立つ瑕疵が複数あり、加修を要するもの。 | C以上 | D以上 |
| 3. 5点 | <ul style="list-style-type: none"> 内外装とも大きな瑕疵が多数あり、加修、または交換を要するもの。 主要溶接パネル交換車。 | D以上 | E以上 |
| 3 点 | <ul style="list-style-type: none"> 内外装とも交換を要する大きな瑕疵が多数あるもの。 機関、機構に大きな不具合のあるもの。 | E以上 | |
| 2 点 | <ul style="list-style-type: none"> 商品価値の低いもの。 | | |
| 1 点 | <ul style="list-style-type: none"> 災害車（冠水歴車、消火剤散布歴車等） | | |
| R 点 | <ul style="list-style-type: none"> 修復歴車。 | | |
| RA 点 | <ul style="list-style-type: none"> 軽度な修復歴車（あくまで目安表示のため、相違があった場合でもクレームは受付できません。） | | |
| 9 9 点 | <ul style="list-style-type: none"> 事故現状車等、評価をしないもの。 | | |

※評価点は検査時の走行距離数、百の位を四捨五入した値で算定します。

※登録月の申告がない場合は、1月登録車とみなし評価点を算定します。

【外装評価】

| 評 価 | 内 容 |
|-----|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微な瑕疵があるもの。 ・ 補修跡のあるもの。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目立つ瑕疵があるもの。 ・ フロントガラス、灯火類に割れのあるもの。 ・ バンパー、ガラス、幌、スクリーンに大きな瑕疵のあるもの。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目立つ瑕疵が複数あるもの。 ・ 大きな瑕疵があるもの。 ・ 再加修が必要な補修跡のあるもの。 |
| D | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな瑕疵が多数あるもの。 ・ 目立つ腐食のあるもの。 |
| E | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交換を要する瑕疵が多数あるもの。 ・ 著しく状態の悪いもの。 |

【内装評価】

| 評 価 | 内 容 |
|-----|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 走行30,000km以内。 ・ 軽微な瑕疵のあるもの。 ・ シミ、傷、のり等が若干あるもの。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微な瑕疵が数箇所あるもの。 ・ 焦げ、切れ、破れがあるもの。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる瑕疵が数箇所あるもの。 ・ 軽微な加修を要するもの。 ・ 切れ、破れ、焦げ穴、のり跡、のり付き等が若干あるもの。 |
| D | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目立つ瑕疵が数箇所あるもの。 ・ 加修を要するもの。 |
| E | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明らかに状態の悪いもの。 ・ ダッシュ板、天張、シート等、主要部品の交換を要するもの。 |

3. 災害車等の判断基準

1. 冠水車

車内が大きく浸水したもの、またはCAAが冠水車と判断したもの。

2. 消火剤散布歴車

車内に消火剤の散布歴があるとCAAが判断したもの。

3. 接合車

ボディ、フレーム等を他車の一部で接合された車両で、CAAが接合車と判断したもの。

4. 修復歴車判断基準

修復歴車とは、交通事故その他の災害により、公正取引協議会で定める骨格部位等に損傷を生じた車両、またはその修理跡のあるものをいいます。

基本的な判定対応は（財）日本自動車査定協会、および日本オートオークション協議会の修復歴車判断基準に準じます。

但し、CAAが判断した軽微な凹み、突き上げ等による凹み、および軽微な破れ（亀裂）、またはこれらの修理跡はこの限りではありません。

| 部 位 | 内 容 |
|-------------------------|---|
| クロスメンバー | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交換されているものは修復歴とする。 ・ 曲がり、凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・ 小さな凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 |
| サイドメンバー | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交換されているものは修復歴とする。 ・ コアサポートより後ろに位置する部分の曲がり、凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・ リヤエンドパネルより前に位置する部分の曲がり、凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・ けん引フック取付け部の損傷、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 ・ バンパーステー取付け部の小さな凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 |
| フロントインサイドパネル ダッシュパネル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交換されているものは修復歴とする。 ・ コアサポートより後ろに位置する部分に外部、または外板を介して波及した凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 |
| ピラー | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交換されているもの、およびスポット打ち直しがあるものは修復歴とする。 ・ 外部、または外板を介して波及した凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・ 外部に露出している部位に凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 ・ ボディーサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるものは修復歴としない。 ・ 1BOX車等でルーフからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部は骨格としない。 |
| ルーフ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交換されているものは修復歴とする。 ・ ピラーから波及した凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 |
| フロアパネル フロアサイドメンバー | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交換されているものは修復歴とする。 ・ 外部、または外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・ パネル接合部にはがれ、または修理跡があるものは修復歴とする。 ・ 破れ（亀裂）があるものは修復歴とする。 |
| トランクフロア | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交換されているものは修復歴とする。 ・ 外部、または外板を介してパネルに凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。ただし、スペアタイヤ等格納部とリヤエンドパネルが直接接合されている部分に小さな凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 ・ フロアパネルとの接合部にはがれ、または修理跡があるものは修復歴とする。 ・ 破れ（亀裂）があるものは修復歴とする。 ・ リヤエンドパネル、またはリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるものは修復歴としない。 |

| | |
|-----------|---|
| タイヤハウス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交換されているものは修復歴とする。 ・ インナー部に外部、または外板を介して波及した凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・ アウター部の凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 |
| リヤインナーパネル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交換されているものは修復歴とする。 ・ 外部、または外板を介してパネルに凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・ リヤエンドパネル、またはリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるものは修復歴としない。 |

※骨格は溶接接合されている部分のみとし、ネジ止め部分は骨格としない。

※修復歴の判定は、ボディ形状、構造や損傷の度合い等により異なる場合がある。

5. 修復歴車とならないもの

| 部 位 | 内 容 |
|--------------|--|
| クロスメンバー | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小さな凹み、またはその修理跡があるもの。 |
| サイドメンバー | <ul style="list-style-type: none"> ・ コアサポートより前に位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・ リヤエンドパネルより後ろに位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・ 小さな凹み、またはその修理跡があるもの。 |
| フロントインサイドパネル | <ul style="list-style-type: none"> ・ コアサポートより前に位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・ 小さな凹み、またはその修理跡があるもの。 ・ ネジ止めされているもの。 |
| ピラー | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボディーサイドシルパネルの単体部品交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの。 ・ 小さな凹み、またはその修理跡があるもの。 |
| トランクフロア | <ul style="list-style-type: none"> ・ リヤエンドパネル、またはリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるもの。 ・ スペアタイヤ等格納部の後端がリヤエンドパネルに直接接合されている部分に小さな凹み、またはその修理跡があるもの。 ・ 小さな凹み、破れ、またはその修理跡があるもの。 ・ ネジ止めされているもの。 |

6. 瑕疵記号の意味と程度と範囲

| | | | | |
|----|-------------|------------|-----------------------|--------------------|
| A | キズ | A 1 | 10cm程度の線キズ（拳大程度） | |
| | | A 2 | 20cm程度の線キズ（手のひら大程度） | |
| | | A 3 | 40cm程度の線キズ（手のひら大2個程度） | |
| | | A 4 | A 3を超えるもの | |
| U | へコミ | U 1 | ゴルフボール大程度のへコミ | |
| | | U 2 | テニスボール大程度のへコミ | |
| | | U 3 | サッカーボール大程度のへコミ | |
| | | U 4 | U 3を超えるもの | |
| B | 傷を伴う へコミ | B 1 | ゴルフボール大程度のキズを伴うへコミ | |
| | | B 2 | テニスボール大程度のキズを伴うへコミ | |
| | | B 3 | サッカーボール大程度のキズを伴うへコミ | |
| | | B 4 | B 3を超えるもの | |
| P | 要塗装 | P 1 | 軽微な色褪せ、塗装剥がれ | |
| | | P 2 | 部分的な色褪せ、塗装剥がれ | |
| | | P 3 | 大きな色褪せ、塗装剥がれ | |
| W | 補修跡 | W 1 | 補修跡のあるもの | |
| | | W 2 | 容易に確認できる補修跡 | |
| | | W 3 | 再加修の必要な補修跡 | |
| S | 錆 | S 1 | ゴルフボール大程度の錆 | |
| | | S 2 | テニスボール大程度の錆 | |
| | | S 3 | サッカーボール大程度またはそれ以上の錆 | |
| C | 腐食 | C 1 | ゴルフボール大程度の腐食 | |
| | | C 2 | テニスボール大程度の腐食 | |
| | | C 3 | サッカーボール大程度またはそれ以上の腐食 | |
| G | F ガラス点傷 | 点キズのあるもの | | |
| XX | 交換済み | 交換済み | | |
| X | 要交換 | F ガラス | X 1 | 1cm程度の割れ又は補修跡 |
| | | | X 2 | 3cm程度の割れ又は補修跡 |
| | | | X 3 | X 2を超えるもの |
| | | その他ガラス | X | 割れ |
| | | バンパー | X 1 | 軽微な破れ、割れ（5cm程度） |
| | | | X 2 | X 1が数箇所あるもの |
| | | | X 3 | X 2を超えるもの |
| | | 幌 スクリーン | X 1 | 5cm程度の切れ、焦げ小、又は補修跡 |
| | | | X 2 | 20cm程度の切れ、又はその補修跡 |
| | | | X 3 | X 2を超えるもの |

クレーム細則

| | クレームの内容 | クレーム申立期限 | | | 詳細説明 | |
|---------------|--|----------------|----------------|--|---|---------------------------------|
| | | 評価点 3点以上 | 評価点 R A点・R点 | 評価点 1点・2点 並行輸入車 | | |
| 内装 ・ 外装 | 標準装備品の欠品、社外品、規格外品 | 通常 (要搬出前確認) | *** | *** | <ul style="list-style-type: none"> 搬出前にC A Aの確認を必要とし、申し立ては通常期限内とする 搬出時確認が困難なものはC A A判断 仕様相違については別途裁定 キーレスの欠品、スタッドレスタイヤの未記入はクレーム対象外 イモビライザー装着車で車両側のコンピュータ交換を要するメインキー欠品はクレーム対象(書類到着日を含む7日以内) 車両代金20万円以下はクレーム対象外 | |
| | ガラスのひび、割れ | 通常 (要搬出前確認) | *** | *** | | |
| | コーションプレートの欠品 (輸入車は除く) | 通常 (要搬出前確認) | *** | *** | | |
| | タイヤ残り溝 | 通常 (要搬出前確認) | 通常 (要搬出前確認) | 通常 (要搬出前確認) | | 搬出前にC A Aの確認を必要とし、申し立ては通常期限内とする |
| | レスオプション | 通常 | *** | *** | | 外装およびステレオはクレーム対象外 |
| | カラーNo.の記載が無い同系色の色違い (輸入車、色替え車等は除く) | 通常 | 通常 | 通常 | | キャンセル対象 |
| 色替等 | 通常 | 通常 | 通常 | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 同色全Pの未申告(評価点4点以下車両はC A A判断) | | |
| 機関 ・ 機構 | クラッチの不具合 | 通常 (要搬出前確認) | 通常 (要搬出前確認) | 通常 (要搬出前確認) | <ul style="list-style-type: none"> 搬出前にC A Aの確認を必要とし、申し立ては通常期限内とする 極端な支障時のみクレーム対象 | |
| | 足廻り構成部品の不具合(ドライブシャフトを含む) | 通常 | *** | *** | <ul style="list-style-type: none"> 初度登録から5年以上または、走行距離10万km以上はクレーム対象外 損傷についてはC A A判断 | |
| | 純正電装品の不具合(エアコン含む) | 通常 | *** | *** | <ul style="list-style-type: none"> 初度登録から5年以上または、走行距離10万km以上はクレーム対象外 メイン装置の欠品はクレーム対象 後日送り部品にて確認を要する場合は部品到着日を含む5日以内 | |
| | 排気ガス浄化装置(D P F等)の不具合 | 通常 | *** | 通常 | 初度登録から5年以上または、走行距離10万km以上はクレーム対象外 | |
| | パワステ、ブレーキ、ラジエーターの不具合 | 通常 | *** | *** | <ul style="list-style-type: none"> 初度登録から10年以上または、走行距離10万km以上はクレーム対象外 メイン装置の欠品はクレーム対象 | |
| | 噴射ポンプ、インジェクター、スロットルボディ、デフ、過給機、プロペラシャフト、コンピュータ等の不具合 | 通常 | 通常 | 通常 | <ul style="list-style-type: none"> 初度登録から10年以上または、走行距離10万km以上はクレーム対象外 メイン装置の欠品、社外品、規格外品はクレーム対象 評価点1点の車両は対象外 | |
| | エアバッグ、ABS等の不具合 | 通常 | 通常 | *** | <ul style="list-style-type: none"> 初度登録から10年以上または、走行距離10万km以上はクレーム対象外 メイン装置の欠品はクレーム対象 エアバッグ本体、シートベルト(プリテンショナー付)の部品支給時は原則新品対応とする | |
| | エンジン、ミッション等主要箇所の不具合 | 通常 | 通常 | 通常 | <ul style="list-style-type: none"> 初度登録から10年以上または、走行距離10万km以上はクレーム対象外 極端な支障と判断した場合は別途裁定 | |
| | ハイブリッドシステム主要箇所の不具合 | 通常 | 通常 | 通常 | <ul style="list-style-type: none"> 初度登録から10年以上または、走行距離10万km以上はクレーム対象外 極端な支障と判断した場合は別途裁定 | |
| 積算距離計の不具合 | 通常 | 通常 | 通常 | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 走行距離不明車およびメーター改ざん車はクレーム対象外 | | |
| 修復歴等 | R A点、R点 | 通常 | *** | 通常 | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 車両代金20万円以下車両の修復歴発覚によるキャンセル対応時は輸送代半額および落札手数料相当額は落札店負担 修復歴内容が極端に違う場合はC A A判断 | |
| | 溶接部位交換 | 通常 | *** | 通常 | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 輸送代半額および落札手数料相当額は落札店負担 出品票記載箇所と別部位が交換されている場合はC A A判断 | |
| | 評価ダウン車両(内部損傷により評価点が2ランク以上ダウンする車両が対象) | 通常 | *** | 通常 | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 輸送代半額および落札手数料相当額は落札店負担 骨格部位の著しい腐食やルーフ等の著しい損傷の場合はC A A判断 | |
| その他 | 車両代金20万円以下の車輛 | *** | *** | *** | <ul style="list-style-type: none"> エンジン、ミッション、ハイブリッドシステム等主要箇所の不具合大、修復歴の発覚はクレーム対象とし、キャンセル対応時は輸送代半額および落札手数料相当額は落札店負担 | |

| | クレームの内容 | クレーム申立期限 | | | 詳細説明 |
|------------------------|--|--------------|---------------|---|---|
| | | 評価点 3点以上 | 評価点 RA点・R点 | 評価点 1点・2点 並行輸入車 | |
| 表示違い ・ 申告漏れ | セールスポイント等の記入の不具合 | 通常 | 通常 | 通常 | <ul style="list-style-type: none"> 車両代金20万円以下の車両は通常処理の半額を目安 グレード欄や純正装備欄は除く 注意事項記載内容についてはCAA判断 後日送り部品にて確認を要す場合は部品到着日含む5日以内 |
| | トラックにおける荷台等の年式違い | 通常 | *** | *** | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 荷台等の年式が車両の初度登録より2年を超えて古い場合 |
| | 純正装備品以外の後付け装着品の未申告（サンルーフ等） | 通常 | 通常 | *** | <ul style="list-style-type: none"> 内容や加工度合いによりCAA判断 |
| | 出品票記載事項相違（車名、ドア数、形状、燃料、ターボ有無、駆動方式、純正装備、シフト、冷房、ハンドル位置等）ブロック定義含む | 通常 | 通常 | 通常 | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象（部品支給可能なものは除く） 書類等の確認を要する場合は書類到着日を含む7日以内 設定の無いもの等はCAA判断 |
| | グレード、準グレード（限定車、記念車、パッケージ等）の相違 | 書類到着日を含む7日以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 設定の無いものや高グレードの場合等はCAA判断 |
| | NOx・PM法適合表示記載の不適合 | 書類到着日を含む7日以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 |
| | 型式、排気量の相違 | 書類到着日を含む7日以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 設定の無いもの等はCAA判断 |
| | 乗車定員、積載量、モデル年式、輸入車のディーラー、並行車の相違 | 書類到着日を含む7日以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 設定の無いもの等はCAA判断 |
| | 車検有効期限の相違 | 書類到着日を含む7日以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> 車検有効期限の相違は原則1ヶ月5千円、軽自動車のみ1ヶ月3千円の減額（CAAが認めた場合はキャンセル対象） 設定の無いもの等はCAA判断 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 特種用途車、福祉車両、乗車定員、用途変更等の改造車未申告 職権打刻車、バン形状の3人乗り以下未申告 | 書類到着日を含む7日以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 改造、変更、用途歴等については内容や車両の状態によりCAA判断 並行輸入車の職権打刻はCAA判断 福祉車両は装備内容の記載のみでは不十分とし、仕様名（ウェルキャブ等）もしくは「福祉車両」と明確に記載がない場合はクレーム対象とする |
| | 国産車登録遅れ | 書類到着日を含む7日以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 マイナーまたはモデルチェンジのあった日を含む月から3ヶ月を超え、かつ年をまたいで登録されている車両 |
| | 初度登録前使用歴車 | 書類到着日を含む7日以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 大使館使用車、構内使用車、メーカーテスト車等 |
| | 新車保証書不備、欠品 | 書類到着日を含む7日以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 保証期限内のものはキャンセル対象（落札店が値引き希望の場合は原則車両代3%の値引き） 保証期限切れのものは原則車両代3%の値引き いずれの場合も千円未満は切り捨てとし、車両代の3%が1万円未満の場合は一律1万円とする。 |
| | 車台番号確認不可車両 | 書類到着日を含む7日以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 腐食等により登録できない場合 車台番号の相違についてはCAA判断 |
| ワンオーナー、車歴の相違（レンタ、事業用等） | 書類到着日を含む7日以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> キャンセル対象 | |

| | クレームの内容 | クレーム申立期限 | キャンセルペナルティ | 詳細説明・対応 |
|--------|-----------------------------------|--------------|----------------|--|
| 重要クレーム | 初度登録年式の相違 | 書類到着日を含む7日以内 | 3万円 | <ul style="list-style-type: none"> ペナルティキャンセル対象 車両代金 落札手数料相当額 落札店までの往復輸送代 初度登録年式が出品票記載の年式より新しい場合のキャンセル時はノーペナルティとする。 車両代金20万円以下の場合のキャンセル時ペナルティは半額とする。 初度登録月の相違は原則1ヵ月5千円の減額またはキャンセル対象、ただし初度登録月が出品票記載より新しい場合はキャンセル対象 設定の無いもの等はCAA判断 |
| | 迷惑行為 | 随時 | 迷惑ペナルティ 3万円 | <ul style="list-style-type: none"> ペナルティ対象 交通違反、交通事故等、その他内容についてはCAA判断 その他CAAが認めた費用を請求する場合があります。 |
| | 盗難、車台番号改ざん等により完全な所有権の移転ができない車両 | 無期限 | 10万円 | <ul style="list-style-type: none"> ペナルティキャンセル対象 車両代金相当額（落札日を含む180日を超えている申告の車両代金相当額はCAAにおける取引価格を基準とする） 落札手数料相当額 落札店迄の往復輸送代 実損金 |
| | 担保設定等により完全な所有権の移転ができない車両 | 落札日を含む180日以内 | 10万円 | <ul style="list-style-type: none"> 出品店の責任において解除処理を行うものとする。 申告時にペナルティ1万円とし、以降7日経過ごとに1万円を加算する。 解除できない場合、および申告時より30日を超えた場合はペナルティキャンセル対象とする。 ペナルティキャンセル対象 車両代金 落札手数料相当額 落札店迄の往復輸送代 実損金 <p>*クレーム申立期限を経過した場合はCAA判断</p> |
| | 接合車 | 落札日を含む180日以内 | 5万円 | <ul style="list-style-type: none"> ペナルティキャンセル対象 車両代金 落札手数料相当額 落札店迄の往復輸送代 実損金 |
| | 災害車（冠水歴車・消火剤散布歴車等） | 落札日を含む90日以内 | 5万円 | <ul style="list-style-type: none"> ペナルティキャンセル対象 車両代金 落札手数料相当額 落札店迄の往復輸送代 加修費 |
| | エンジン、ミッション規格外品の乗せ替えまたはエンジン型式打刻欠損等 | 落札日を含む30日以内 | 3万円 | <ul style="list-style-type: none"> ペナルティキャンセル対象 車両代金 落札手数料相当額 落札店迄の往復輸送代 加修費 |
| | キャビン、ボディ規格外品または中古品の載せ換え等 | 落札日を含む30日以内 | 3万円 | <ul style="list-style-type: none"> ペナルティキャンセル対象 車両代金 落札手数料相当額 落札店迄の往復輸送代 加修費 |

- ※ ***印はクレーム対象外とします。
- ※ 評価99点の車両についてはクレーム対象外とします。ただし、セールスポイント等の不具合、出品票記載事項相違、走行メーター、法的問題車等はクレーム対象とするが、板金、修理代等の上限を車両代金までとします。
- ※ 出品票の純正装備欄は原則メーカーライン装着品としますが、当該車両のディーラーオプション取付けも純正とします。
- ※ 出品票にメーター改ざん（*）、走行不明（#）の記載がある場合は、走行距離10万km以上として扱います。
- ※ 初度登録より10年以上または、10万km以上の車両で、エンジン、ミッション、ハイブリッドシステム等主要箇所の不具合大によるキャンセル対応時は輸送代半額および落札手数料相当額は落札店負担とします。
- ※ 書類到着後のクレームキャンセル時に加修費を請求する場合があります。
- ※ 加修費とはCAAが認めた板金代等とし実損金とはCAAが認めた範囲内の費用（逸失利益および迷惑料は含まない）とします。

| | クレームの内容 | クレーム申立期限 | キャンセル ペナルティ | 詳細説明・対応 |
|--------|---|---|---|---|
| 走行メーター | <ul style="list-style-type: none"> ・メーター改ざん車両 ・メーター交換車両 ・積算計桁不足によりメーターが1回転以上し距離が変わる車両 ・8t未満の積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両の未申告 | 落札日を含む180日以内 ただし ①後日送付した書類（保証書・記録簿等）から判明する場合については書類到着日を含む30日以内 ②純正メーター交換車両で走行距離が変わらない車両については書類到着日を含む7日間以内 ③社外、規格外メーターに交換されている車両で容易に判別が可能とCAAが判断した車両又は走行距離が変わらない車両については書類到着日を含む30日以内とする。 | 5万円 | 走行距離が変わる車両、不明確な車両 <ul style="list-style-type: none"> ・ペナルティキャンセル対象 ・車両代金 ・落札手数料相当額 ・落札店迄の往復輸送代 ・実損金 |
| | | なし | 走行距離が変わらない車両 <ul style="list-style-type: none"> ・キャンセル対象 ・車両代金 ・落札手数料相当額 ・落札店迄の往復輸送代 | |
| | 車検証記載の走行距離相違 | 書類到着日を含む30日以内 | 5万円 | <ul style="list-style-type: none"> ・ペナルティキャンセル対象 ・車両代金 ・落札手数料相当額 ・落札店迄の往復輸送代 ・実損金 ※出品店の責任において更正登録を行うものとし、不可能な場合はメーター改ざん車とする。 |
| | メーター交換および走行不明申告の相違 | 書類到着日を含む30日以内 | なし | <ul style="list-style-type: none"> ・キャンセル対象 ・車両代金 ・落札手数料相当額 ・落札店迄の往復輸送代 ・加修費 |

※ メーター交換車（\$）について、「保証書メーター交換歴記入欄」記載のみの場合でも記録とみなし使用可とします。（記載内容により別途裁定の場合もあります）

クレーム申立期限に関する細目事項

- ・ 通常期限のクレーム申立期限は、落札日を含む5日目の午後6時までとします。ただし、遠方地域の会員は落札日含む6日目の午後6時までとします。
 - ・ 通常期限のクレーム申立期限は、CAA休業日を除きます。
 - ・ 通常期限以外のクレーム申立期限は、CAA休業日を含みます。申立期限の最終日がCAA休業日と重なる場合は、翌営業日までとします。
ただし、CAAが認めた特殊事情（災害上の問題等）がある場合はこの限りではありません。
- ※ 遠方地域については各会場により別に定めます。

特殊車両コーナー細則

第1条（定義）

特殊車両コーナーとは、CAAが運営するオークションのうち、農業機械、フォークリフト、建設機械等の車両及び機械（以下、総称して「車両」といいます。）を出品することができるコーナーをいいます。

第2条（適用）

- 1 本細則は、特殊車両コーナーに適用されます。
- 2 本細則に定めのない事項については、CAAオークション規約が適用されます。

第3条（参加規定）

- 1 特殊車両コーナーに出品または落札する会員は、車両の性質、機構の知識等を熟知し、取引に参加するものとします。
- 2 会員は、特殊車両コーナーへの参加をもって、本細則に同意したものとみなします。
- 3 CAAの判断により、会員が特殊車両コーナーに出品または落札することを制限できるものとします。

第4条（出品規定）

- 1 出品車両は、以下に定める条件にすべて適合したものでなければなりません。ただし、CAAが特に出品を認めた車両については、この限りではありません。
 - ① 盗難など取得または保有に至る過程に違法行為が介在していないこと、かつ、差押え、担保権の設定その他権利の制限を受けていないこと
 - ② 出品店が完全な所有権を有していること
 - ③ 原則として原動機装着車とし、自走可能であること
 - ④ 種類、重量、寸法等はCAAが別に定める基準内であること
 - ⑤ 車台番号・製造番号等の打刻及びその位置が確認できること（ただし、製造時から打刻のないものは、この限りではありません）
 - ⑥ 車台番号・製造番号は、正規なものであり、改ざん等がないこと
 - ⑦ 燃料漏れ、オイル漏れ等の火災や事故の危険がないこと
 - ⑧ 正常に作動又は走行が可能であり、主要部品の欠品、大きな損傷又は重大な欠陥等がないこと
 - ⑨ 付属するアタッチメント等が不良で、走行が困難でないこと
 - ⑩ バッテリー動力の車両は充電が十分であること
 - ⑪ 著しく汚れた状態でなく、洗浄してあること
 - ⑫ 市町村による登録車両は、登録が抹消してあること
 - ⑬ その他特殊車両コーナーの出品に相応しい品質を満たしていると判断されること

- 2 出品店は、出品にあたり、綿密に車両の品質を確認するとともに、仕様、瑕疵等を誠実に申告するものとします。
- 3 出品店は、登録車両で譲渡書類（自動車検査証または登録識別情報等通知書及びそれに付随する書類一式）を提出することができる場合は、「書類あり」と記載するものとします。なお、記載がない場合は、「書類なし」として扱うものとし、出品店は、誓約書兼販売証明書を提出するものとします。ただし、日本建設機械工業会発行の譲渡証明書が提出できる場合は、日本建設機械工業会発行の譲渡証明書および誓約書兼販売証明書を提出するものとします。
- 4 第1項の条件を満たしている場合でも、CAAは、車両の品質不良等により会場の運営に支障を来たす場合は、CAAの判断により、出品を制限することができるものとします。

第5条（搬入・搬出）

- 1 車両の搬入、搬出は、CAAが別に定める期限内に行うものとします。
- 2 落札車両は、原則として車両代及び手数料等の入金確認後の搬出とします。
- 3 搬入、搬出、動作確認等に際しては、十分に注意して作業を行うものとします。

第6条（代金決済）

オークションの取引状況、成約車両代金の金額等の事情により、CAAの判断で出品店に対する成約車両代金等の支払いを、落札店のCAAに対する落札車両代金等の支払いが完了した後に行う場合があります。

第7条（車両検査）

出品車両の検査は、原則として実施しません。評価点は99点と表示します。

第8条（クレーム規定）

- 1 特殊車両コーナーは、原則としてクレーム対象外とします。ただし、以下に定める場合は、その限りではありません。
 - ① 盗難車
 - ② 法的問題車
 - ③ 出品票記載事項相違
 - ④ その他CAAが正当な理由があると認めた場合
- 2 前項の場合は、代金減額請求及び売買契約の解除が相当であるとCAAが認めた場合に限り、CAAオークション規約を適用します。

第9条（免責）

CAAオークション規約第7条に定めるほか、搬入、搬出、動作確認又は移動による損傷、保管中の風雨による劣化その他CAAの責に帰すべからざる事由による損害については、第三者に生じた損害を含めて、CAAは一切の責任を負わないものとします。

第10条（譲渡書類）

1 譲渡書類の取扱いは、CAAオークション規約に準じるものとし、出品店は、以下に定める書類を提出するものとします。

- ① 運輸支局または軽自動車検査協会による登録車両は、原則として、全国の運輸支局または軽自動車検査協会に登録可能な書類を提出するものとします。
- ② 前号に該当する抹消登録された車両で、「書類なし」と申告し、出品された車両は、誓約書兼販売証明書を提出するものとします。
- ③ 市町村による登録車両は、廃車申請証明書が交付されているものとし、誓約書兼販売証明書を提出するものとします。
- ④ 登録制度のない車両は、誓約書兼販売証明書を提出するものとします。

ただし、上記提出書類の他、日本建設機械工業会発行の譲渡証明書が提出できる場合は、日本建設機械工業会発行の譲渡証明書を提出するものとします。

2 前項各号の書類は、すべて差し替え可能なものとします。

3 CAAが第1項各号の書類以外の書類が必要であると判断した場合は、出品店は、CAAの指示に従い、当該書類を提出するものとします。

4 誓約書兼販売証明書は、CAAが別に定める書式に従い、原本を提出するものとします。

5 誓約書兼販売証明書は、CAAにて保管し、落札店には提出しないものとします。

6 「書類なし」と申告し、出品された車両は、運輸支局または軽自動車検査協会での登録はできない場合があっても、CAAは一切の責任を負わないものとします。

第11条（名義変更保証金）

1 落札店は、登録ナンバー付車両を落札した場合は、書類細則に準じ、名義変更保証金15,000円をCAAに預けるものとします。

2 落札店は、登録ナンバー付車両を落札した場合は、CAAオークション規約に準じ、名義変更を完了するものとします。

現状車出品細則

第1条（目的）

本細則は、CAAオークション規約第30条に関わらず、現状車を出品する場合の条件等について定めることを目的とします。

第2条（定義）

現状車とは、出品車両のうち、事故現状車、災害現状車、エンジン乗せ換え非公認車、または自走不可能な車両等、CAAが現状車と表示した車両をいいます。

第3条（適用）

- 1 本細則はCAAが現状車と表示した車両に適用されます。
- 2 本細則に定めのない事項については、CAAオークション規約が適用されます。

第4条（出品規定）

- 1 出品車両は、以下に定める条件にすべて適合したものでなければなりません。
ただし、CAAが特に出品を認めた車両については、この限りではありません。
 - ① 負担のない完全な所有権の移転が可能な車両であること
 - ② 損害保険請求等、係争中でないこと
 - ③ 燃料漏れ、オイル漏れ等の火災や事故の危険がないこと
 - ④ 不動車については大型車に該当しないこと
- 2 上記の条件を満たした車両であっても、エンジンやミッション、その他多数の部品取りがされている、損壊状況が大きい、広範囲で延焼している、管理上危険を伴うなど、CAAが出品車両としてふさわしくないと判断した車両については、出品を制限できるものとします。

第5条（搬入・搬出）

- 1 車両の搬入、搬出は、CAAが別に定めるものとします。
- 2 搬入、搬出に際しては、十分に注意して作業を行うものとします。

第6条（車両検査）

- 1 出品車両の検査は原則として実施しません。評価点は99点と表示します。
- 2 出品店の申告内容は、CAAが認めたもののみ表示します。

第7条（クレーム規定）

現状車は、原則としてクレーム対象外とします。ただし、代金減額請求及び売買契約の解除が相当であるとCAAが認めた場合に限り、CAAオークション規約を適用します。

第8条（免責）

CAAオークション規約第7条に定めるほか、搬入、搬出、動作確認又は移動による損傷、保管中の風雨による劣化その他CAAの責に帰すべからざる事由による損害については、第三者に生じた損害を含めて、CAAは一切の責任を負わないものとします。